

第35普通科連隊に訓練参加の依頼をし、連携を図っているところでございますが、自衛隊では、訓練当日におきましても、美濃市内の形状や道路状況等の情報収集を実施するほか、災害の発生のおそれがあるときには、即時出動できる体制を整えるなど、さまざまな災害派遣活動の準備を行っております。

今後とも、市におきましては、市民と協働する中で、防災体制、危機管理体制の一層の充実、連携強化に努力してまいりたいと存じますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 8番 山口育男君。

○8番（山口育男君） 答弁ありがとうございました。

1つ要望を申し上げておきます。

もう何年も前から言われておりますが、いつ発生してもおかしくないと言われているこの南海トラフ地震、こういった災害はいつ発生するかわかりません。未曾有の災害に備え、大規模な災害を想定しながら、関係団体・各種団体の御協力をいただきながら、さらなる充実した訓練の内容になるよう強く要望を申し上げ、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森 福子君） 次に、3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、一般質問2件を行います。

1件目は、市税減少化傾向の歯どめについて質問いたします。

今定例会の議案集にある平成23年度歳入歳出決算書によると、自主財源は漸減の傾向がうかがえます。景気は若干上向きとはいえ、まだまだ不景気の感は否めない状況にあると思います。

市内でも、工場閉鎖や事業撤退を余儀なく決断された企業もあると聞いておりますが、その中の一つに、上牧地区に6年前に開設し、営業を続けていた道三温泉があり、6月30日をもって閉館したことは既に御承知のことと思います。平成23年度決算書においても、入湯税の歳入約500万円が確認されており、こうした収入が途絶えることは大きな損失であり、まことに残念な出来事だと思っております。

ちなみに、道三温泉が一事業所として美濃市の財政にどのようなかわりを持っているのかを調査しましたところ、土地・建物に係る固定資産税、来場者が負担する入湯税、事業所内で使用されているリース物品に係る償却資産税など、合計すると年額約1,500万円程度の納税額であることがわかりました。当然、今年度の予算に計上されている市税歳入にも影響が出るほか、来年度の見込みが確実に減少することになります。これに匹敵する税収を補填することは、なかなか難しいのではないかと推察されます。

また、団塊世代の方々も、就業については65歳を一つの目安として退職され、年金生活へ移行される方が多くなると予想され、これからの四、五年にかけて、給与所得による市民税

も減少していくことが見込まれます。このほかにも、市税の減少とは違いますが、美濃市の人口の推移は毎年200人程度の減少傾向が続いています。

人口減少と普通交付税額の関係について調査したところ、平成23年度実績では、普通交付税による1人当たり基準財政需要額は13万8,000円であり、人口の減少数を200人として計算すれば、年間2,800万円ほど漸減していくことが推測されます。

一方、市有の普通財産、いわゆる市が所有する土地については課税対象外であり、収入になることはありませんが、これが個人の所有する土地になれば、当然、固定資産税の対象となって、市税の歳入に寄与する要素を持っています。

ちなみに決算年度末における普通財産の宅地は4万6,351平方メートル、約1万4,000坪あります。このうち、代替用の土地や将来計画のある土地を除けば、売却可能な土地もかなりの筆数に上るものと思います。とはいえ、現在でも全く放置の状況でなく、貸し付けに供されて活用されているところもあり、財産貸付収入のうち、土地貸付料として約550万円の収入に貢献していますが、市有財産としてこのままで保有している状況ではもったいない財源であり、税収につながる活用が期待されるところです。

このような財源の減少傾向に対して、何らかの手を打たねばならないことは明白であると思います。

現在実施されている施策の一つに、未納者や滞納者に対して、担当課や管理職の職員の方々が日々いろいろな御努力をされていることは承知しており、本当に御苦勞さまですと敬意を申し上げますが、なかなか収納効果が上がらないように伺っています。市民の負担を軽減しつつ、法人市民税による税収アップを図るためには、現在、市内にある各企業の経営、具体的には収益を安定させるとともに、一方では市外から企業を積極的かつ政策的に誘致することも必要であると考えます。また、会社経営の安定的な発展や企業誘致により、地域における雇用が創出され、そこで働く人々が収入を得ることで市民生活が豊かになります。そうなれば地域の消費が拡大し、さらに税収増が期待できます。

しかし、今後の計画にあるような工業団地造成や土地区画整理事業を行い、企業誘致や居住者増により、市税を初め歳入増を図ることも必要な施策の一つとは考えますが、これらの事業は資金投入が伴います。成果を得るまでの時間も必要になってきます。市民への負担も大きくなると思います。現状をしっかりと認識し、美濃市に拠点を構えていらっしゃる企業や市民に対して、いろいろな協力や支援をいただきながら、少しでも歳入減に歯どめをかける、そういう施策はないものでしょうか。

企業に対する相談窓口を設けたり、助成金や補助金制度を設けるなどの支援施策は従来より続けられていることですが、例えば企業を訪問して、日常的にコミュニケーションをとりながら企業に役立つ融資の情報や国策などの情報提供することも、今できる対応の一つではないかと思います。

そこで、1つ目として、今できる、即効性のある、企業に対する支援施策として、どのように考えられるのか。また、平成21年に策定されました美濃市第2次集中改革プラン（美濃

市平成まちづくり改革推進行動計画)において、基本項目「持続可能な財政運営の確立」の中で、自主財源の確保を推進事項とした実施項目の一つに、市有財産の有効活用・処分、遊休の私有地及び貸付地等処分可能な土地の処分があります。市有財産である土地の面積や形状、販売できる価格などの情報を広く公開することにより、さきにも述べました約4万6,000平方メートルの宅地の有効活用・処分による財源確保は、まさに時宜を得た歳入減少に対する施策であると考えます。

そこで、2つ目、自主財源確保として市有財産処分の実効性や見込みについて、どのように考えられるか。

以上2点について、市長のお考えをお聞かせください。

次に2件目になりますが、防犯灯のLED化についての質問です。

昨年の第5回定例会で一般質問させていただき、交換や新設について補助金額を見直すなど、積極的な支援体制を答弁いただきましたが、1年を経過した現在、防犯灯のLED化がかなり進んでいるとお聞きし、前向きな支援策として高く評価したいと思っています。

節電効果が大きく、災害時にも破損が少なく、耐久性も蛍光灯とは比較にならないという、まさに時代にマッチした施策であると考えています。

連合自治会でも、防犯灯のLED化については重要施策として取り組まれ、自治会予算でLED防犯灯を購入し、新規やつけかえの要求に対して現物支給で対応し、既に今年度の予定数の設置が決定している状況であるとお聞きしています。

こうした中、LED防犯灯の節電による費用効果や設置数などを論ずるのは早計と思いますが、1つ、現在までの進捗状況はどのようになっているのか。また、普及においても自治会が後押ししている現状は、市民への啓発にも大きな効果が期待できるものと確信しており、今後ますますLED化の波は大きくなり、LED防犯灯のつけかえや新設需要がふえるものと思いますが、2つ目、今後の対応をどのように考えてみえるのか。以上2点について、総務部長にお尋ねいたします。

以上2件の質問について、御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長(森 福子君) 市長 石川道政君。

○市長(石川道政君) 辻議員の一般質問にお答えいたします。

質問の1点目、市税減少化傾向の歯どめについてでございますが、地域の経済状況は、平成20年秋のリーマンショックに端を発する世界同時不況の後、我が国全体が産業構造の転換を進める中、昨年発生しました東日本大震災やタイの洪水などの大災害の影響、あるいはギリシャに端を発した欧州経済危機や超円高などによりまして、景気の回復もおくれぎみということは否めないところであります。

市税におきましては、過去10年間では、平成19年度の34億6,317万円をピークとしまして年々減少傾向にありましたが、平成23年度では前年度よりも0.8%増の30億616万円と微増となったものの、今後もその推移は厳しい状況が続くと考えております。

こうした状況下の中で、個性あるまちづくりを進め、質の高い行政サービスを提供し、第

5次総合計画の将来都市像でございます「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現に向けたまちづくりを推進していくためには、人口増対策につながる各種活性化施策が必要でございますし、産業の振興と雇用の拡大は大きな施策の一つであり、安定した財政基盤が必要不可欠なものと思っております。

初めに、1つ目の企業への相談・支援施策についてお答えいたします。

商工業者に対する経営支援策につきましては、市では、商店、事業所、企業に対して、小口融資により、県信用保証協会の信用保証を活用し、融資を円滑また迅速に行うほか、小規模企業設備資金利子補給により市内の小規模企業の健全な発達と経営安定及び合理化を促進するため、小規模事業者が行う施設または設備の整備資金の利子に対する助成などを行っているところであります。

取引先などの再生手続の申請や事業活動の制限、あるいは災害、取引金融機関の破綻などにより経営の安定に支障を生ずる中小企業者に対しましては、資金供給の円滑化を図るために、信用保証協会が通常の保証限度としております分について、別枠で保証を行うセーフティーネット保証制度がありますが、市では、これを利用する中小事業者の認定を行っているところであります。

このほかに、市内におきまして、市内における新たな産業の創出を図ろうとする民間事業者を支援する目的で、美濃市民間活力創生基金、通称「うだつ基金」と言っておりますけれども、これを活用した起業家支援制度を設けて、小規模事業者の新事業開発を支援しているところでございます。

企業の経営支援につきましては、国の施策によりまして、当市においても専門機関であります美濃商工会議所が、専ら起業、研究開発、販路開拓に至る総合的支援を実施しているところでございまして、市といたしましても、これに伴いIT活用ビジネスチャンス創出事業補助金や人材育成事業補助金などを含む商工会議所への助成により、これを促進しているところでございます。

この商工会議所への助成については、昨年度予算に比べ本年度は1割増しとし、商工会議所と連携して企業の取引先の拡大、新規顧客の開拓及び売り上げ増加を図るための取り組みを支援・強化してまいりました。例えば、本年度から日本最大級の異業種交流展示会でございます「メッセナゴヤ2012」への共同出展を新規に支援するほか、自社の強みを生かしたホームページの開設支援、トヨタ生産方式カイゼンの実践講座などの実施を支援するほか、県や国の融資制度の情報提供などに取り組んでいるところでございます。

辻議員ご指摘の、企業を訪問してコミュニケーションをとることは、企業の現場レベルでの情報の収集とともに、業務拡大による設備更新や雇用の確保、あるいは後継者の育成、新製品情報などの企業の実態を把握する上では有効な手段の一つと考えております。今後は、担当職員が企業を訪問し、お話を聞き、さまざまな問題解決のお手伝いを商工会議所と連携しまして取り組んでいきたいと考えますので、御理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

次に2つ目、平成まちづくり改革における自主財源の確保についてでございますが、美濃

市では、平成18年3月に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づきまして、平成17年度から平成21年度までの美濃市集中改革プラン「美濃市平成まちづくり改革推進行動計画」を策定し、行財政改革の推進を図ってきたところでございます。

こうした中で、景気低迷による税の伸び悩み、少子・高齢化対策費の増加など財政を取り巻く環境は厳しくなっておりまして、平成21年度から平成25年度までの期間を改めて第2次集中改革プランとして、引き続き行動計画を策定し、行政の効率化、歳出の削減、財源の確保等を図り、財政の健全化の推進に努めているところでございます。

また、集中改革プランの成果といたしましては、平成22年度で約1億円、平成23年度で約5,700万円、平成24年度当初予算ベースでは約8,100万円の削減を見込んでいるところでございます。

自主財源の確保では、市税を初め各種使用料の収納率の向上、あるいは市有財産の有効活用・処分、ふるさと納税制度の利用促進など財源の確保に努めております。

市税の収納率の向上では、税負担の公平を確保するため、税務課職員のみならず、管理職職員による集中滞納整理をお願いいたしましてそれを実施し、高額滞納者に対しても差し押さえ処分等も行っているところでございます。

市有財産の有効活用・処分についてでございますが、市の普通財産の土地は、平成23年度決算で93万7,765平方メートルでございます。

そのうち、議員の御指摘のありました宅地は約4万6,000平米であります。この4万6,000平米のうち民間事業者、あるいはNPO団体、民間の方々には68カ所で約2万9,900平方メートルを有償で貸し付けをしております。残り16,100平方メートルのうち、牧谷保育園が7,787平方メートル、下牧保育園約2,200平方メートルのほか、国・県・自治会等を含め28カ所約1万4,510平米を無償で貸し付けており、96.7%がそういう形で有効活用されておまして、あと残りの部分でございます。

なお、昨年度に比べますと、こうした普通財産の遊休地を5件、138万3,000円ほどで処分をしております。こうした中で、宅地を初め雑種地、原野など遊休地のうち将来活用の見通しがありそうな土地を除いては、(仮称)普通財産処分検討委員会を設けまして、庁内におきましても検討し、競売など処分方法の検討を行い、「広報みの」やホームページに掲載するなど積極的に払い下げを行い、土地の有効利用を図るとともに、財源確保に努めてまいりたいと思っております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 福子君) 総務部長 梅村健君。

○総務部長(梅村 健君) それでは、辻議員の一般質問の2点目、防犯灯のLED化についての1つ目、現在までの進捗状況についてお答えいたします。

昨年度からスタートしております美濃市第5次総合計画の基本計画において、地域防犯体制と市民防犯活動の推進、エコエネルギーの普及促進を重要な施策に位置づけております。

従来から、市民を犯罪から守るため、警察や自治会など関係団体と連携を密にしながら、地域防犯活動の強化、防犯意識の高揚と犯罪の未然防止に努め、特に夜間の防犯を強化する

ため、防犯灯・通学路灯を計画的に設置し、犯罪のない住みよいまちづくりを推進しております。

防犯灯のLED化につきましては、省エネ対策もあり、防犯組合連合会の御協力によりまして、平成24年度より従前の蛍光灯による防犯灯から、全ての防犯灯のLED化に向け、新設に加え、蛍光灯による防犯灯からLED灯に取りかえる場合についても補助対象といたしました。

補助事業によるLED灯の防犯灯設置数は、平成23年度新設14カ所、24年度新設15カ所、取りかえ20カ所及び防犯組合連合会で一括購入し、希望自治会に配布分47カ所も含め、82カ所が本年度中に設置されることとなっており、昨年度を含め96カ所になります。ほかに老朽化したものを自治会独自でLED灯にかえられているところもあると聞いております。

また、LED灯に取りかえることにより、年間の電気料金が1灯当たりで約2,500円が約1,750円と、約750円ほど安価になります。

新設時、または取りかえ時に電力会社にLED使用の申請を行わないと、電気料金は従前のままの定額料金となることから、電力会社への申請時には、LED灯を設置する旨についても啓発をしております。

次に2つ目の、ますますふえる需要への対応が必要ではないかについてでございますが、循環型社会環境に配慮した省エネ・低炭素対策の具体的手法として、各種の機器類の取りかえなどが考えられる中で、防犯灯などの照明等をLED照明にかえることで、地球温暖化の緩和につながることとなります。照明器具のLED化は、今後ますます拡大するものと思われませんが、防犯灯など短期間でLED化を進めることにつきましては、LED器具自体が蛍光灯に比べますとまだまだ高額であることから、早急にLED化することは難しい点もございますが、防犯組合連合会や自治会と協議しながら、環境に配慮した省エネ・低炭素対策として、新設及び取りかえ時にはLED化を促進していくよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

ただいまの答弁に対して期待したいこと及びお願いしたいことを述べさせていただきます。

1件目、市税減少化傾向の歯どめについて、市長の答弁についてですが、企業を訪問してコミュニケーションをとることを有効な手段の一つとして考えられ、担当職員が企業を訪問し、お話を聞き、さまざまな問題解決のお手伝いに取り組む、そういう姿勢を明確にしていたことにより、行政と事業所の一体感が深まり、美濃市の産業発展に大きく寄与することを期待したいと思っております。

また、普通財産の処分に当たって、積極的な検討を行う（仮称）普通財産処分検討委員会の設立により、処分方法が広く広報されることで売却等の処分につながり、財源確保に寄与できたという実績報告を聞かせていただければという期待したいと思っております。

2件目、総務部長に答弁にいただきました防犯灯のLED化については、自治会との協働、共助の一つであり、粛々と推進できる施策として、継続的支援をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（森 福子君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 佐藤好夫君。

○9番（佐藤好夫君） おはようございます。

発言通告に従いまして、通学路の安全対策についてを一般質問いたします。

美濃市には小・中学校7校がありますが、各学校の通学路の道路の幅が狭く、車道と歩道の区別ができないところがあります。また、大変カーブが多く、見通しの悪い場所や横断歩道のないところなど、危険な通学路が多くありますが、市内の登下校での大きな事故もなくきょうまで来られたのは、児童に学校での通学に対する交通ルールの指導、PTAの皆さんや地域の皆さんの子供たちに対する安全に登下校ができるよう指導をしていただけるおかげであると、厚く感謝を申し上げるものでございます。

今回の質問は、特に危険であると思う藍見小学校の通学路と昭和中学校の通学路の安全対策について、教育長にお尋ねをいたします。

藍見小学校と横越、旧県道高美線約660メートル間、ここが横越地内の児童の通学路となっております。この道路は、道路幅も狭く、側溝のふたがないところや、急なカーブがあり、見通しの悪いところでもあります。車道と歩道の区別もない狭い路側帯を児童は毎日登下校しております。児童たちは、前を見ながら道草を食わず、ふざけることもなく、気をつけて歩いているにもかかわらず、数人の児童が側溝の中に落ちた児童がおります。靴がどろどろになったよと話してくれました。大きなけがもなく、本当によかったと胸をなでおろすものでございます。

私たちの子供のころは、右側通行と教えられ、歩行者と車の対面通行と教えられてきましたが、この通学路は登校のときも下校のときも山側を通学路としております。下校のときは左側を通り、後ろから車が来ても、後ろを見ることもなく前を見ながらやり過ごすことしかできないような、今は大変危険な通学路であります。また、横断歩道がないことから、藍見小から藍川までの1班の児童が下校することがありますが、たまたま藍見小学校の子供たちと、そして横越地内の子供たちが重なって歩くときには、藍見小の子供たちが左側を歩いて横越の子供たちと一緒に通ると、途中で横断する場所がない。そんなことから、両側を歩いて帰るときがあります。特にその間は狭いところでございますが、そうした中を車が真ん中をすり抜ける。これも一つ間違えば大変危ない場所でもあります。

この横越、藍見小までの通学路でのお願いは、1つ目、車道と通学路の区別をするために、カラー舗装化をお願いするものでございます。2つ目、側溝のふたのないところのふたをし